

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から**30日後**が目安です。
※書類に不備がある場合等は上記支給時期と異なる場合があります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市に返信してください。
- 提出期限は、市が確認書を発出した日から3か月です。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 対象となる世帯には、市から、申請書が届きます。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、市に、返信してください。
- 提出期限は、令和4年9月30日（金）です。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当^{※1}となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。
- 申請書様式は市役所等に設置の他、市HPに掲載します。

※ I、II共に、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象となりません。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問合せ先 小金井市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当

- 【コールセンター】 TEL：042-316-7345
FAX：042-316-7346（聴覚障がいのある方など）
- 【相談・受付窓口】 小金井市前原暫定集会施設1階
小金井市前原町3-33-27
- 【受付時間】 ○相談・受付窓口は、平日午前9時から午後5時まで
○コールセンターは、毎日午前9時から午後5時まで



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。